

○所沢市有料広告の掲載に関するガイドライン

平成17年10月1日要領等

改正

平成24年3月30日

所沢市有料広告の掲載に関するガイドライン

所沢市有料広告の掲載に関するガイドライン（平成16年10月1日施行）の全部を改正する。

1 目的

このガイドラインは、自主財源の確保を図るため、市刊行物等に有料広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 広告掲載の対象

市が作成・管理するもののうち、広告媒体として活用可能なものについては、有料広告掲載を検討するものとする。特に、次に掲げるものについては、積極的に広告の掲載に努める。

- (1) 市刊行物
- (2) 各種広報
- (3) ポスター、チラシ、パンフレット等
- (4) 封筒
- (5) ホームページ
- (6) 各種車両
- (7) その他広告媒体として活用可能なもの

3 広告の掲載基準

- (1) 掲載する広告は、その内容が次のいずれにも該当しないものでなければならぬ。
 - ア 公共性を損なうおそれのあるもの
 - イ 政治に関するもの
 - ウ 宗教の布教推進に関するもの
 - エ 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
 - オ 公序良俗に反するもの
 - カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

に規定する風俗営業に関するもの

キ 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの

ク その他市長が広告掲載として適当でないと認めるもの

(2) (1)に定めるもののほか、広告媒体への広告掲載に関する基準は、別途定める。

4 広告の規格、広告掲載料等

広告の規格、枠数、広告掲載料、広告の作成方法等は、当該広告媒体を所管する課

(以下「所管課」という。)において定めるものとする。

5 広告の募集及び決定

(1) 広告の募集は、広報紙、ホームページ等により広く行うものとする。所管課は、自主財源の確保のため、適当な手段により積極的に周知を図るものとする。

(2) 広告の申込みが当該広告枠数を超えた場合は、原則として抽選により決定する。

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、その目的が公共的な性格を持ち、内容が市の施策と合致するものと認められる場合は、優先して掲載することができる。

6 有料広告審査会

所管課は、特に必要があると認めるときは、所沢市有料広告審査会設置要綱（平成17年10月1日施行）に基づく所沢市有料広告審査会に諮り、意見を求めることができる。

7 広告主の責務

広告主の責務として、次の事項を募集に際し明記するものとする。

(1) 広告の内容に関し生じた責任は広告主が負う。

(2) 広告主は、広告の掲載について、関係法令を遵守しなければならない。

(3) 広告主は、市税等を完納していかなければならない。

8 業務委託

広告の募集、広告の作成等に関し、必要な場合は業務委託することができる。

9 その他

このガイドラインに定めのない事項は、所管課において定めるものとする。

附 則

このガイドラインは、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日)

このガイドラインは、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月4日)

このガイドラインは、令和4年4月1日から施行する。